

## ○ 四日市港の港湾区域内及び港湾隣接地

### 域内における工事等に関する規則

昭和 41 年 4 月 1 日  
規則第 10 号

<b>改正</b>	昭和 41 年 9 月 16 日規則第 17 号	昭和 44 年 2 月 19 日規則第 1 号
	昭和 47 年 4 月 1 日規則第 6 号	昭和 51 年 1 月 27 日規則第 1 号
	昭和 52 年 3 月 31 日規則第 3 号	昭和 57 年 3 月 30 日規則第 1 号
	昭和 60 年 12 月 27 日規則第 6 号	平成元年 3 月 28 日規則第 10 号
	平成 3 年 9 月 30 日規則第 6 号	平成 4 年 3 月 27 日規則第 1 号
	平成 7 年 2 月 24 日規則第 1 号	平成 7 年 3 月 31 日規則第 15 号
	平成 9 年 3 月 28 日規則第 4 号	平成 9 年 12 月 24 日規則第 11 号
	平成 11 年 3 月 1 日規則第 1 号	平成 11 年 9 月 20 日規則第 10 号
	平成 12 年 3 月 27 日規則第 2 号	

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号。以下「法」という。）第 37 条の規定に基づき、四日市港管理組合が管理する港湾区域内及び港湾区域に隣接する地域であつて別に四日市港管理組合の管理者（以下「管理者」という。）が指定する区域（以下「港湾隣接地域」という。）内における工事等の規制について、港湾法施行令（昭和 26 年政令第 4 号。以下「政令」という。）及び四日市港の港湾区域内の水域又は公共空地に係る占用料等徴収条例（平成 12 年四日市港管理組合条例第 1 号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(管理者が指定する行為)

**第 2 条** 港湾区域内及び港湾隣接地域内における行為について、政令第 14 条の規定により管理者の許可を受けなければならないものは、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 管理者が管理する護岸、堤防、岸壁、さん橋又は物揚場の水際線から 20 メートル以内の地域においてする構築物の建設又は改築

(2) 廃油、悪水、汚水、ごんさい、残土その他これに類する廃棄物の投棄

2 政令第 15 条第 1 項第 3 号の規定による港湾管理者が指定する行為のため水域の占有が必要となる場合は、水域施設に配管、ケーブルその他これらに類する施設及び公益上その他必要と認める施設を設置するため水域の占有が必要となる場合であつて、次の各号に該当する場合とする。

(1) 当該施設の設置の場所が港湾計画に定められた当該水域施設の計画水深以上の深さにあるとき。

(2) 当該水域施設を利用する船舶の航行、投錨等に対し、支障なく、かつ、安全な構造を有していると認められるとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、管理者が水域施設の利用及び管理に支障がないと認めるとき。

(許可手続等)

**第 3 条** 法第 37 条の規定による許可（以下「占用等の許可」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる行為の区分に従い申請書を管理者に提出しなければならない。

(1) 法第 37 条第 1 項第 1 号に掲げる行為 水域、公共空地占有（並びに工作物設置）許可申請書（第 1 号様式）

(2) 法第 37 条第 1 項第 2 号に掲げる行為 土砂採取許可申請書（第 2 号様式）

(3) 法第 37 条第 1 項第 3 号又は政令第 14 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に掲げる行為 工事

許可申請書（第 3 号様式）

- (4) 政令第 14 条第 1 項第 2 号に掲げる行為 廃物投棄許可申請書（第 4 号様式）
- 2 前項の申請に基づき許可を受けた者（以下「行為者」という。）は、当該工事等に着手しようとするときに、速やかに工事着工届（第 5 号様式）を管理者に提出しなければならない。
  - 3 行為者は、前項の工事等が完了したときに、速やかに工事しゅん工届（第 6 号様式）を管理者に提出し、検査を受けなければならない。
  - 4 前 2 項に規定する届は、ファクシミリによる送信によつて提出することができる。ただし、管理者が必要と認めるときはこの限りでない。
  - 5 前項の規定により管理者のファクシミリにより出力された用紙は、届の正本とみなす。

（変更等の許可）

**第 4 条** 行為者が前条第 1 項第 1 号から第 4 号までの申請書に記載した事項を変更しようとするときは、変更に係る事項に関する新旧の対照を記載した申請書を管理者に提出し許可を受けなければならない。ただし、住所及び氏名又は名称の変更については、届出をもつて足りるものとする。

（許可の期間等）

**第 5 条** 占用等の許可の期間は、10 年以内において管理者が定める。

- 2 占用等の許可を受けた者が、許可の期間満了後引き続き占用等の行為を行おうとするときは、当該許可期限の 30 日前までに新たに第 3 条第 1 項の規定による申請を行い管理者の許可を受けなければならない。

（許可の表示等）

**第 6 条** 水域、公共空地の占用の許可を受けた者は、占用区域標示板（第 7 号様式）を見やすい場所に表示しておかなければならない。

- 2 土砂採取の許可を受けた者は、管理者の交付する許可証明書（第 8 号様式）を現場に携帯し、本組合職員の要求があつたときは、これを提示しなければならない。

（行為者の義務）

**第 7 条** 行為者は、管理者の指示に従い、占用水域のしゅんせつ、じんかい及び汚物の除去等常に占用水域を良好な状態に維持しなければならない。

- 2 行為者は、その工事による施設を常に良好な状態に維持管理し、他に障害を与えないようにしなければならない。
- 3 行為者は、占用期間が満了し若しくは占用を廃止する場合、又は占用の許可を取り消されたときは、自己の負担において、直ちにこれを原状に復し、検査を受けなければならない。

（行為者の承継）

**第 8 条** 行為者が死亡し、又は合併により消滅したときは、相続人又は合併により設立された法人が、死亡又は消滅の日から 30 日以内に、行為者の許可を受けた行為を引き続き実施する旨を管理者に届け出た場合には、その届出者を死亡又は消滅の日から行為者とみなす。

（減免の申請書）

**第 9 条** 条例第 3 条第 2 項の申請は、占用料等減免申請書（第 9 号様式）により行わなければならない。

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行前に港湾区域における工事等の規則に関する規制（昭和 33 年三重県規則第 28 号。以下「旧規則」という。）に基づいてなされた申請等で、この規則に相当規定があるものは、この規則の相当規定によりした申請とみなす。
- 3 この規則施行前に旧規則の規定に基づきなされた許可、取消、中止その他の処分で、この規則に相当規定があるものは、この規則により管理者のした処分とみなす。

**附 則**（昭和 41 年 9 月 16 日規則第 17 号）

この規則は、昭和 41 年 10 月 1 日から施行する。

**附 則**（昭和 44 年 2 月 19 日規則第 1 号）

この規則は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（昭和 47 年 4 月 1 日規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和 51 年 1 月 27 日規則第 1 号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行前にした、四日市港の港湾区域内及び港湾隣接地域内における工事等に関する規則の規定による許可及びその申請は、改正後の四日市港の港湾区域内及び港湾隣接地域内における工事等に関する規則の規定に基づいてしたものとみなす。

**附 則**（昭和 52 年 3 月 31 日規則第 3 号）

この規則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（昭和 57 年 3 月 30 日規則第 1 号）

この規則は、昭和 57 年 5 月 1 日から施行する。

**附 則**（昭和 60 年 12 月 27 日規則第 6 号）

この規則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成元年 3 月 28 日規則第 10 号）

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 3 年 9 月 30 日規則第 7 号）

この規則は、平成 3 年 10 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 4 年 3 月 27 日規則第 1 号）

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 7 年 2 月 24 日規則第 1 号）

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 7 年 3 月 31 日規則第 15 号）

1 この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙については、改正後の規定にかかわらず、当分の間使用することができる。

**附 則**（平成 9 年 3 月 28 日規則第 4 号）

この規則は、平成 9 年 5 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 9 年 12 月 24 日規則第 11 号）

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 11 年 3 月 1 日規則第 1 号）

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 11 年 9 月 20 日規則第 10 号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成 12 年 3 月 27 日規則第 2 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の四日市港の港湾区域内及び港湾隣接地域内における工事等に関する規則の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後の四日市港の港湾区域内及び港湾隣接地域内における工事等に関する規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

第1号様式（第3条関係）

水域、公共空地占用（並びに工作物設置）許可申請書

年 月 日

四日市港管理組合管理者 様

申請者

住所

氏名

次のとおり（継続）占用（並びに工作物設置）したいので許可の申請をします。

占 用 場 所	(別紙図面の場所)		
工 作 物 の 名 称 及 び 目 的			
工 事 期 間	年 月 日から	年 月 日まで	日間
占用面積及び数量			
占 用 期 間	年 月 日から	年 月 日まで	日間
占 用 料			
既 許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号
住所 工事請負人 氏名			
そ の 他			

(注) この申請書、添付図書類（位置図、平面図、求積図、設計図、工事仕様書等）は、2部提出すること。

第2号様式（第3条関係）

# 土砂採取許可申請書

年 月 日

四日市港管理組合管理者 様

申請者

住所

氏名

次のとおり採取したいので許可の申請をします。

採取場所	(別紙図面の場所)
採取目的	
採取量	
採取期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
採取料	
採取方法	

(注) この申請書、添付図書類（位置図、平面図、土量計算書等）は、2部提出すること。

第3号様式（第3条関係）

工事許可申請書

年 月 日

四日市港管理組合管理者 様

申請者

住所

氏名

次のとおり工事を施工したいので許可の申請をします。

工事場所	(別紙図面の場所)
工事目的	
工事期間	許可の日から（ 年 月 日から） 年 月 日まで
住所 工事請負人 氏名	
その他	

(注) この申請書、添付図書類（位置図、平面図、求積図、設計図、工事仕様書等）は、2部提出すること。

第4号様式（第3条関係）

廃物投棄許可申請書

年 月 日

四日市港管理組合管理者 様

申請者

住所

氏名

次のとおり投棄したいので許可の申請をします。

投 棄 場 所	(別紙図面の場所)
廃物の種類及び性質	
投 棄 理 由	
投 棄 量	
投 棄 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
投 棄 方 法	

(注) この申請書、添付図書類（位置図、平面図、検測図等）は、2部提出すること。

第5号様式（第3条関係）

# 工 事 着 工 届

年 月 日

四日市港管理組合管理者 様

申 請 者

住 所

氏 名

印

年 月 日付 第 号で許可になりました（ ）工事は、  
年 月 日から着手しますので届け出ます。

（規格 A4）



第6号様式（第3条関係）

# 工 事 し ゆ ん 工 届

年 月 日

四日市港管理組合管理者 様

申 請 者

住 所

氏 名

年 月 日付 第 号で許可になりました（ ）工事は、  
年 月 日にしゅん工しましたから届け出ます。

（規格 A4）

第7号様式 (第6条関係)

占 用 区 域 標 示

占 用 許 可 年 月 日 番 号	年 月 日 許 可 第 号
占 用 面 積	
占 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
占 用 目 的	
占 用 者 名	

規格

{ 縦 40 センチメートル  
横 60 センチメートル

四日市港管理組合

## 土砂採取許可証明書

採取場所

採取量

採取期間 年 月 日から 年 月 日まで

採取人 住所

氏名

氏名

上記のとおり土砂採取の許可を受けていることを証明します。

年 月 日

四日市港管理者組合管理者

印

第9号様式（第9条関係）

## 占用料等減免申請書

年 月 日

四日市港管理組合管理者 様

申請者

住所

氏名

次のとおり四日市港の港湾区域内の水域又は公共空地に係る占用料等徴収条例第3条第2項の規定により占用料等の減額（免除）を申請します。

- 1 占用等の場所
- 2 占用等の目的
- 3 占用面積（採取量）
- 4 占用期間（採取期間）
- 5 占用料等の額及び減額（免除）を受けようとする額
- 6 減額（免除）を受けようとする理由

（規格 A4）